

玉東町学校給食共同調理場調理運搬等業務委託

募集要項

令和元年10月

玉東町教育委員会

第1 募集要項等について

玉東町では、玉東町学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）の調理運搬等業務委託を公募型プロポーザル方式で募集することとしました。

この募集要項は、本業務委託に係る募集に関して必要な事項を定めたもので、様式集、委託仕様書、委託経費積算基準含め「募集要項等」とします。

第2 業務委託の概要

1 対象施設

名 称	玉東町学校給食共同調理場
所 在 地	玉東町白木34番地
運営方式	フルドライシステム
建物構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造（屋根） 平屋
延べ床面積	378.180㎡
小・中学校数	小学校2校・中学校1校
給食予定数	約500食
給食予定日数	約200日

2 業務委託内容（委託仕様書を参照のこと。）

- ① 調理・配缶業務
- ② 食材の検収及び管理業務
- ③ 食器、食缶、コンテナ等の洗浄業務
- ④ 調理機器及び器具等の洗浄・消毒業務
- ⑤ 給食配送・回収業務
- ⑥ 事務所を除く施設の清掃及び敷地内草取りなどを年2回の清掃業務
- ⑦ 各号に附帯する業務

3 業務委託期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

4 委託料の上限

総 額	110,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
年度別内訳	令和2年度 22,000千円
	令和3年度 22,000千円
	令和4年度 22,000千円
	令和5年度 22,000千円
	令和6年度 22,000千円

第3 応募資格

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 会社更生法、民事再生法等に基づく、更正又は再生手続を行っていないこと。
- 3 国税及び地方税を滞納していないこと。
- 4 玉東町教育委員会（玉東町学校給食共同調理場）との連絡・対応が速やかに行える体制がとれること。
- 5 大量調理施設において、これまで同一メニューで1日500食以上の調理実績を有していること。
- 6 募集開始日から過去3年以内に、学校給食業務又は大量調理施設において食品衛生法による営業停止処分を受けていないこと。

第4 受託事業者決定までのスケジュール

1 スケジュール表

募集から受託事業者決定までのスケジュールは、下表のとおりとします。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除き、時間は午前9時から午後4時までとします。

	項 目	日 程
①	一般公募及び募集要項等の公開	令和元年10月10日（木）から
②	玉東町学校給食共同調理場見学会（要申込み）	令和元年10月25日（金） 午前10時～正午
③	質問書の受付	令和元年10月24日（木）から 令和元年10月29日（火）まで
④	質問書に対する回答	令和元年11月8日（金）
⑤	参加表明書（兼応募資格審査申請書）の持参による提出	令和元年11月12日（火）から 令和元年11月15日（金）まで
⑥	提案書の持参による提出	令和元年11月12日（火）から 令和元年11月15日（金）まで
⑦	プレゼンテーション及びヒアリング	令和元年11月20日（水）予定
⑧	受託事業者決定通知	令和元年11月下旬予定

2 スケジュール表の各項目について

① 一般公募及び募集要項等の公開

募集要項等は、令和元年10月10日（木）から玉東町ホームページに公開しますので、ダウンロードしてください。町からの配布は行いません。

② 業務委託対象施設見学会

施設見学会参加希望の場合は、様式第1号により令和元年10月21日（月）

までに提出すること。参加者は2人以内とします。調理場内の見学も希望される方は、検便検査結果報告書（赤痢菌・チフス菌・サルモネラ菌・O157）及び白衣、帽子、マスク、履物等を用意してください。

③ 質問書の受付

様式第2号により内容を簡潔にまとめて持参、電子メール、または、FAXにて提出してください（着信確認をお願いします）。それ以外の電話等による問合せは一切受けません。

④ 質問書に対する回答

令和元年11月8日（金）までに、全事業者に対し電子メール又はFAXにて回答します。

⑤ 参加表明書（兼応募資格審査申請書）の持参による提出

様式第3号により事務局へ持参により提出してください。応募資格を審査確認するために、様式第3号に記載された添付書類を添えて提出してください。

⑥ 提案書の持参による提出

応募事業者は、「玉東町学校給食共同調理場調理運搬等業務委託に関する提案書」を事務局へ持参により提出してください。

⑦ プレゼンテーション及びヒアリング

提案書をもとに、玉東町学校給食共同調理場調理運搬等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価を行うために、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

⑧ 受託事業者決定通知

11月下旬に選定委員会の審査結果を応募事業者すべてに通知します。

第5 プロポーザル提案項目について

1 提案書は、以下の項目について作成してください。

- ① 学校給食に対する基本的な考え方について（様式第5号）
- ② 衛生管理について（様式第6号）
- ③ 調理業務実施体制について（様式第7号）
- ④ 業務従事者に対する教育及び研修について（様式第8号）
- ⑤ 事故（食中毒・異物混入・災害）の危機管理について（様式第9号）
- ⑥ 給食センター・学校との連携体制について（様式第10号）
- ⑦ 業務開始までの準備スケジュールについて（様式第11号）
- ⑧ 労働安全、労働福祉について（様式第12号）
- ⑨ 調理業務等の受託実績について（様式第13号）
- ⑩ 見積書（委託経費積算基準に従い、施設毎・年度毎に、自社様式を用いて積算内訳も記載すること。）

2 提案書の書式及び部数

- (1) 書式・・・A4版、横書き、左綴じとします。
- (2) 部数・・・6部

第6 プレゼンテーション及びヒアリングについて

応募資格を満たしたすべての事業者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。(詳細な日時・場所については、後日通知します。)

- (1) 開催日・・・令和元年11月20日(水) 予定
- (2) 場 所・・・玉東町中央公民館(玉東町中央公民館大研修室)
- (3) 実施時間・・・40分程度(プレゼンテーション30分以内、
ヒアリング10分程度)
- (4) 出席者・・・3人以内とします。
- (5) 準備物・・・必要な資機材は、各自準備してください。
(スクリーンは、町で準備します。)

第7 審査について

選定委員会が、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を総合的に審査し、評価点で行います。

第8 リスク分担に対する方針

町と受託者のリスク分担は、下表のとおりとします。ただし、下表に定めていないリスクが生じた場合は、両者協議の上、リスク分担を決定します。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		町	受託者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
計画変更	事業内容の変更	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
許認可	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
施設損傷	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能	仕様書内容との不適合		○
調理事故・異物混入等	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

第9 無効又は失格

1 本要項中に記載しているほか、以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- ① 申請書等の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ③ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ その他選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められたもの。

第10 その他留意事項

- ① 今回のプロポーザルで知り得た情報は、第三者に漏洩することがないように注意すること。
- ② プロポーザルに係る経費は、すべて事業者の負担とする。
- ③ 提出物は、一切返却しない。
- ④ 参加表明書提出後の辞退については様式第4号を提出すること。

【本件に関する問合せ先】

玉東町教育委員会 学校教育課

T E L 0968-85-3609

F A X 0968-85-2276

E-mail gakko@town.gyokuto.lg.jp